

定 款

宝ホールディングス株式会社

# 宝ホールディングス株式会社定款

## 第1章 総則

(商号)

**第1条** 当社は、宝ホールディングス株式会社と称し、英文ではTAKARA HOLDINGS INC.と表示する。

(目的)

**第2条** 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理

- ①酒類、酒精、清涼飲料、調味料、その他食料品および食品添加物の製造ならびに売買
- ②医薬品、動物用薬品、農薬、試薬、工業薬品、微生物工業品、医薬部外品および化粧品の製造ならびに売買
- ③理化学機械器具および医療用具の製造ならびに売買
- ④以上に掲げる製品の製造用機械設備の設計、製造、売買および貸借ならびに以上に掲げる製品に関する技術の開発、売買および貸借
- ⑤遺伝子解析その他の理化学分析および医療に関する検査の受託
- ⑥包装用容器、包装用品および包装用資材の製造ならびに売買
- ⑦肥料および飼料の製造ならびに売買
- ⑧農産物、農産加工品、水産物および水産加工品の生産ならびに売買
- ⑨きのこ、野菜、果樹および花卉の新品種の開発、売買ならびにこれらの新品種の培養および栽培技術の貸借
- ⑩不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業
- ⑪倉庫業、荷役作業の請負、梱包業、解梱業および通関業
- ⑫貨物自動車運送事業、海上運送事業、港湾運送事業および貨物利用運送事業
- ⑬自動車の売買、リースおよびレンタルならびに整備業
- ⑭機械器具設置工事業、電気工事業、土木工事業、管工事業、水道施設工事業およびその他の建設業
- ⑮損害保険代理店業、旅行業、旅行業者代理業および電気通信事業者の代理店業
- ⑯飲食店の経営
- ⑰印刷業ならびに出版物の企画、編集、制作、加工および販売
- ⑱情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報通信サービス業
- ⑲コンピュータソフトウェアの開発および売買、コンピュータシステムの運用管理の受託ならびにコンピュータ・コンピュータ周辺機器等の売買、貸借および保守

- ⑩企業経営・企業運営に関する教育、研修およびコンサルティングの実施ならびにそれらに関する出版物の発行
  - ⑪マーケティングリサーチの請負、販売促進活動の企画および実施ならびに広告代理店業
  - ⑫労働者派遣事業
  - ⑬以上に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務
- (2) 不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業
  - (3) 知的財産権の取得、維持、管理、利用等の許諾および譲渡
  - (4) 前各号に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務

(本店の所在地)

**第3条** 当社は、本店を京都市に置く。

(機関)

**第4条** 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

**第5条** 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都新聞および日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

**第6条** 当社の発行可能株式総数は、870,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

**第7条** 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

**第8条** 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

**第9条** 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

**第10条** 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

**第11条** 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

**第12条** 新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議により決定するほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によっても決定することができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

**第13条** 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第14条** 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

**第15条** 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(招集地)

**第16条** 当社は、京都市またはその隣接地で株主総会を開催する。

(電子提供措置等)

**第17条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

**第18条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第19条** 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

**第20条** 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

**第21条** 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

**第22条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条** 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長2名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
- 2 取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長は、各自会社を代表する。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条** 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条** 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第26条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項に異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

- 第27条** 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

- 第28条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

**第29条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額とする。

（名誉会長および相談役）

**第30条** 取締役会は、その決議によって名誉会長1名および相談役若干名を選定することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

（員数）

**第31条** 当社の監査役は、5名以内とする。

（選任方法）

**第32条** 監査役は、株主総会において選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

**第33条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

**第34条** 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

**第35条** 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

**第36条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

**第37条** 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

**第38条** 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

**第39条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

**第40条** 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

**第41条** 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(配当の除斥期間)

**第42条** 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。